

昭和四十三年政令第百四十三号

金融機関の合併及び転換に関する法律施行令

内閣は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第九条第一項、第十八条及び第二十条第三項（これらの規定を同法第二十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項、第二十六条第三項並びに第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「金融機関」、「普通銀行」、「長期信用銀行」、「銀行」、「協同組織金融機関」、「吸收合併」、「吸收合併消滅金融機関」、「吸收合併存続金融機関」、「新設合併」、「新設合併設立金融機関」、「新設合併設立協同組織金融機関」、「新設合併設立協同組織金融機関」、「新設合併設立協同組織金融機関」、又は「消滅金融機関」、「転換」、「転換後金融機関」、「総会」、「会員等」、「吸收合併存続銀行」、「吸收合併存続協同組織金融機関」、又は「消滅協同組織金融機関」とは、それぞれ金融機関の合併及び転換に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第十項まで、第九条第一項第一号、第七十七条第一項第一号、第十九条第一項第二号、第二十一条第一項又は第三十四条第一項に規定する金融機関、普通銀行、長期信用銀行、銀行、協同組織金融機関、吸收合併存続金融機関、新設合併、新設合併消滅金融機関、新設合併設立金融機関、吸收合併、吸收合併消滅金融機関、新設合併設立協同組織金融機関、新設合併設立協同組織金融機関をいう。

（合併又は転換の認可申請）

第二条 金融機関は、法第五条第一項の規定による合併又は転換の認可を受けようとするときは、合併認可申請書又は転換認可申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを金融厅長官（同条第七項に規定する場合にあっては、金融厅長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

（業務の継続の承認申請）

第三条 吸收合併存続金融機関又は新設合併設立金融機関は、法第六条第三項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融厅長官に提出しなければならない。

（新株の割当てを受けることができる者）

第一項の規定による当該契約の総額を記載した書面

（新株の割当てを受けることができる者）

第一項の規定による当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

（新株の割当てを受けることができる者）

第一項の規定による当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

（新株の割当てを受けることができる者）

第一項の規定による当該業務を継続する書類

（新株の割当てを受けることができる者）

第一項の規定による当該業務を継続する書類を添付して、これを金融厅長官（同条第七項に規定する場合にあっては、金融厅長官及び厚生労働大臣）に提出しなければならない。

読み替える長期信用銀行法の規定

読み替える字句

第六条第一項	（普通銀行が発行する特定社債について準用する長期信用銀行法の規定の読み替え）	読み替えられる字句	読み替える字句
		承継の日	転換がその効力を生ずる日

第九条 法第八条第二項において同条第一項の規定により普通銀行が発行する特定社債について長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第九条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える字句

読み替える字句

第九条第一項		前条		金融機関の合併及び転換に関する法律第八条第一項	
（種類株主総会について準用する法の規定の読み替え）					
第十一条 法第二十二条第五項において同条第四項の種類株主総会について同条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
第二十二条第三項 （第三号を除く。）	読み替える法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二十二条第二項	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第二十二条第一項	第一項	第一項	第四項	第一項	次項
（株式買取請求について準用する会社法の規定の読み替え）					
第十一條 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十五条第五項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
社 読み替える会社法の規定	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句
2 法第二十四条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十五条第五項及び第八項並びに第七百八十六条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十五条第五項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
社 効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間	社 吸収合併等	社 吸収合併等	社 金融機関の合併及び転換がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）	社 消滅株式会社等（吸収合併をする場合における新設合併の場合は、新設合併の成立する日）	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十四条第一項
第七百八十五条第八項					
社 第七百八十六条第一項 （新株予約権買取請求について準用する会社法等の規定の読み替え）	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十三条第一項	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項
第十二条 法第二十五条第一項において同条第一項の規定による請求（吸収合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項及び第九項並びに第七百八十八条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十七条第五項	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句
社 第七百八十七条第九項	社 吸収合併等	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の吸收合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項
第七百八十八条规定					
第七百八十七条第一項	社 消滅株式会社等（吸収合併をする場合における新設合併の場合は、新設合併の成立する日）	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項
2 法第二十五条第二項において同条第一項の規定による請求（新設合併の場合に限る。）について会社法第七百八十七条第五項及び第九項並びに第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第七百八十七条第五項	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句	社 読み替えられる字句
社 第七百八十九条第一項	社 吸収合併等	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項
第七百九十条第一項	社 消滅株式会社等（吸収合併をする場合における新設合併の場合は、新設合併の成立する日）	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項の新設合併	社 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第一項
第十三條 法第二十九条第五項において同条第三項の種類株主総会について同条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
（種類株主総会について準用する法の規定の読み替え）					

	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第四項 (吸收合併存続銀行について準用する法等の規定の読み替え)	第一項 第三十一条第一項（第二号を除く。）	前項	読み替える字句
第十四条 法第三十一条において吸收合併存続銀行について法第二十三条第一項（第二号を除く。）、第二十四条第一項並びに第二十六条第一項、第二項（第二号を除く。）及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十三条第一項（第二号を除く。）	読み替える法の規定	読み替える字句
第二十四条第一項第一号	第二十四条第一項第一号	第二十四条第一項第一号	読み替えられる字句
第二十六条第一項及び第二項第一号	第二十六条第一項の合併	第二十六条第一項の合併	読み替える字句
第二十六条第二項第二号イ	吸収合併存続信用金庫	第二十六条第二項第二号イ	効力発生日等
第二十六条第四項	株主総会	第二十六条第四項	第二十六条第二項第二号イ
2 法第三十一条において吸收合併存続銀行について法第二十四条第一項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第八項まで及び第七百八十六条第一項及び第七項	種類株主総会及び第二十二条第六項の特定株主を構成員とする種類株主総会	2 法第三十一条において吸收合併存続銀行について法第二十四条第一項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第八項まで及び第七百八十六条第一項及び第七項	読み替える字句
第七百八十五条第六項及び第七項	第二十二条第六項の合併	第七百八十五条第六項及び第七項	読み替えられる字句
第七百八十五条第八項	第二十二条第六項の合併	第七百八十五条第八項	読み替えられる字句
第七百八十六条第一項	第二十二条第六項の合併	第七百八十六条第一項	読み替えられる字句
（信用金庫等が消滅協同組織金融機関である場合について準用する信用金庫法等の規定の読み替え）	第二十二条第六項の合併	（信用金庫等が消滅協同組織金融機関である場合について準用する信用金庫法等の規定の読み替え）	読み替えられる字句
第十五条 法第三十五条第三項において信用金庫が消滅協同組織金融機関である場合について信用金庫法第四十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条第六項の合併	第十五条 法第三十五条第三項において信用金庫が消滅協同組織金融機関である場合について信用金庫法第四十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句
読み替える信用金庫法の規定	第二十二条第六項の合併	読み替える信用金庫法の規定	読み替えられる字句
第四十九条第六項	第二十二条第六項の合併	第四十九条第六項	読み替えられる字句
読み替える労働金庫法の規定	第二十二条第六項の合併	読み替える労働金庫法の規定	読み替えられる字句
第五十五条第六項	第二十二条第六項の合併	第五十五条第六項	読み替えられる字句
2 法第三十五条第四項において労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について労働金庫法第五十五条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条第六項の合併	2 法第三十五条第四項において労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について労働金庫法第五十五条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句
読み替える中小企業等協同組合法の規定	第二十二条第六項の合併	読み替える中小企業等協同組合法の規定	読み替えられる字句
第五十五条の二第一項	第二十二条第六項の合併	第五十五条の二第一項	読み替えられる字句
（消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読み替え）	第二十二条第六項の合併	（消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読み替え）	読み替える字句
第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条第六項の合併	第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句

			第二十六条第四項	第二項第四号	第三十八条第二項第四号
第二十六条第五項				第二十一一条第一項	第三十四条第一項
(吸收合併存続協同組織金融機関が総会の決議によつて吸收合併契約の承認を受ける場合について準用する法等の規定の読み替え)				第二項第四号	第三十八条规定
第十七条 法第四十一一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。					
2 法第四十一一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法の規定	第三十五条第二項	前項	読み替える字句	第四十一条第一項
読み替える信用金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第四十九条第六項	金庫の解散、合併又は事業の全部の譲渡	金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併
4 法第四十一一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法等の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第五十五条第六項	第五十三条第二号(解散又は合併)又は第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項	労働金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	労働金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	労働金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併	労働金庫が吸收合併存続協同組織金融機関となる吸收合併
4 法第四十一一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第五項の規定を準用する場合における同項において準用する法等の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
読み替える中小企業等協同組合法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第五十五条の二第一項	第五十五条の二第一項	第五十五条の二第一項	第五十五条の二第一項	第五十五条の二第一項	第五十五条の二第一項
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十六条第一項(第二号を除く。)	(吸收合併存続協同組織金融機関の手続について準用する法等の規定の読み替え)	第三十六条第一項(第二号を除く。)、第三十七条规定及び第二項並びに第三十八条第一項及び第二項(第二号を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第三十六条第一項(第二号を除く。)	第三十六条第一項(第二号を除く。)	第三十六条第一項(第二号を除く。)
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十七条第一項	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十七条第一項
第三十七条第一項第一号	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	第三十七条第一項第一号
第三十七条第二項	効力発生日等	効力発生日等	効力発生日等	効力発生日等	第三十七条第二項
第三十八条第一項及び第二項第一号	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十四条第一項の合併	第三十八条第一項及び第二項第一号
第三十八条第二項第二号イ	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	吸収合併存続金融機関	第三十八条第二項第二号イ
2 法第四十三条规定において吸収合併存続協同組織金融機関について法第三十八条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する法第二十六条第四項及び第五項の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二十六条第四項	第二項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第二十六条第五項
第二十六条第五項	第二項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第四十三条において準用する第三十八条第一項第四号	第二項第四号

(吸收合併存続協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

第十九条 法第四十四条第三項において吸收合併存続協同組織金融機関が備え置く同条第二項の書面又は電磁的記録について法第三十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

第三十四条第二項各号

前項

第四十四条第一項

(新設合併設立協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

第二十条 法第四十七条第三項において新設合併設立協同組織金融機関が備え置く同条第二項の書面又は電磁的記録について法第三十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

第三十四条第二項各号

前項

第四十七条第一項

(協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十一条 法第五十一条において協同組織金融機関がする合併により出資の口数に一口に満たない端数を生ずる場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

(第二百三十四条第一項(各号を除く。)、第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

(協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

読み替える会社法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

(協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

読み替える会社法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

(協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

読み替える会社法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

読み替える法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

(協同組織金融機関が備え置く書面等について準用する法の規定の読み替え)

読み替える会社法の規定

第二百三十四条第一項(各号を除く。)

前項

第四十七条第一項

				第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社	金融機関の合併及び転換に関する法律第十一條第一項第一号に規定する吸収合併存続信用金庫又は同法第十五條第一項第二号に規定する新設合併設立信用金庫
2	法第五十三条第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	法第五十三条第三項において消滅銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定	読み替える会社法の規定
第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項	第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項
第九百四十条第三項	前二項	第一項	第九百四十条第三項	前二項	第一項
第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）	これらの	同項の	第九百四十四条第一項（第三号に係る部分に限る。）	これらの	同項の
（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読み替え）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第五項において準用する場合を含む。）	（長期信用銀行が普通銀行となる転換をする場合について準用する法の規定の読み替え）	この法律	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十三条第二項において準用する第二百二十条第一項（同法第二百九十三条第五項において準用する場合を含む。）
第二十一条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合について法第八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項	第二十一条 法第五十五条第四項において同条第一項に規定する場合について法第八条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項
（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読み替え）	（この法律）	（この法律）	（信用金庫となる普通銀行の株主に対する金銭の割当てに関する事項について準用する法の規定の読み替え）	（この法律）	（この法律）
第二十四 条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項	第二十四 条 法第五十六条第四項において同条第一項第六号に掲げる事項について同条第二項及び第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項
読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）	読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）
第八条第一項	（この法律）	（この法律）	第八条第一項	（この法律）	（この法律）
第五十六条第二項	（この法律）	（この法律）	第五十六条第二項	（この法律）	（この法律）
第五十六条第三項	（この法律）	（この法律）	第五十六条第三項	（この法律）	（この法律）
第五十六条第四項	（この法律）	（この法律）	第五十六条第四項	（この法律）	（この法律）
第五十六条第五项各号	（この法律）	（この法律）	第五十六条第五项各号	（この法律）	（この法律）
第五十六条第六项	（この法律）	（この法律）	第五十六条第六项	（この法律）	（この法律）
（転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読み替え）	（この法律）	（この法律）	（転換をする普通銀行について準用する法等の規定の読み替え）	（この法律）	（この法律）
第二十五条 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項	第二十五条 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項
読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）	読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）
第二十一条第一項第一号	次条第一項	第五十八条において準用する次条第一項	第二十一条第一項第一号	次条第一項	第五十八条において準用する次条第一項
第二十一条第一項第二号	第二十三条第一項	第五十八条において準用する第二十三条第一項	第二十一条第一項第二号	第二十三条第一項	第五十八条において準用する第二十三条第一項
第二十一条第一項第三号	第二十六条第二項	第五十八条において準用する第二十六条第二項	第二十一条第一項第三号	第二十六条第二項	第五十八条において準用する第二十六条第二項
2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条第七項、第二十四条第一項、第二十七条第三項及び第三十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項	2 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条第七項、第二十四条第一項、第二十七条第三項及び第三十二条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項
読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）	読み替える法の規定	（この法律）	（この法律）
第二十二条第七項	（この法律）	（この法律）	第二十二条第七項	（この法律）	（この法律）
第二十四条第一項第一号	（この法律）	（この法律）	第二十四条第一項第一号	（この法律）	（この法律）
第二十七条第三項	（この法律）	（この法律）	第二十七条第三項	（この法律）	（この法律）
第三十二条第一項	（この法律）	（この法律）	第三十二条第一項	（この法律）	（この法律）
3 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条第七項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）及び第三百二十五条の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項	3 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十二条第七項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）及び第三百二十五条の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第一項	第一項
読み替える会社法の規定	（この法律）	（この法律）	読み替える会社法の規定	（この法律）	（この法律）
		読み替える字句			読み替える字句

第三百二十四条第三項（各号を除く。）	前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主	特定株主（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八条において準用する同法第二十二条第六項に規定する特定株主をいう。以下この項及び次条において同じ。）を構成員とする株主総会
第三百二十五条	種類株主総会 ある種類の株式の株主	特定株主 特定株主を構成員とする株主総会
第七百八十五条第五項	読み替える会社法の規定 読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十六条第一項	第一項 、効力発生日	金融機関の合併及び転換に関する法律第五十八条において準用する同法第二十四条第一項 、転換の効力が生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十六条第一項	方発生日後においては、吸收合併存続会社	第一号に規定する転換後信用金庫をいう。）
5 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第二十五条第二項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十七条第五項及び第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百八十七条第五項	、効力発生日	、信用金庫となる転換がその効力を生ずる日（以下この項及び次条において「効力発生日」という。）
第七百八十八条第一項	消滅株式会社等（吸收合併をする場合における効力発	転換をする普通銀行（効力発生日後においては、転換後信用金庫（金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫をいう。）
6 法第五十八条において転換をする普通銀行について法第三十二条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法第七百八十七条第五項及び第七百八十八条第一項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二項各号	株主 前項	（普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について同条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え）
第二十六条规定	会員	（普通銀行となる転換をする協同組織金融機関の会員等に対する金銭の割当てに関する事項について同条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え）
読み替える法の規定	第五十八条において準用する第三十二条第一項	第六十条において準用する第三十二条第一項
第五十九条第三項	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
（転換をする協同組織金融機関について準用する法等の規定の読み替え）	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項第一号	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項第二号	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第一項第三号	読み替えられる字句	読み替える字句
2 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える信用金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十九条第六項	解散、合併又は事業の全部の譲渡	転換
3 法第六十三条において転換をする協同組織金融機関について法第三十五条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する労働金庫法第五十五条第六項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		

読み替える労働金庫法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十五条第六項 第五十五条第一項の二第一項 第五十五条の二第二項	第五十三条第二号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項 共済事業を行う組合又は信用協同組合若しくは第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 前項に規定する組合	転換 信用協同組合
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第四項 第二十六条第五項 第二十六条第三項	第二項第四号 第二項第四号 第二項第四号	第六十三条において準用する第三十八条第二項第四号 第五十九条第一項又は第六十一条第一項の転換 第六十三条において準用する第三十八条第二項第四号
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十九条第三項	この節並びに第十条及び第十八条 前項	第六十三条において準用する第四十四条第一項 第六十三条において準用する第四十四条第一項
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条第二項各号	第三十四条第二項各号	第六十三条において準用する第三十四条第一項 第六十三条において準用する第三節
（転換をする普通銀行について準用する会社法の規定の読み替え）		
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十九条第二項第三号及び第二百九十三条第二項第三号	第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社 金融機関の合併及び転換に関する法律第五十六条第一項第一号に規定する転換後信用金庫	読み替える字句
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第二項 第二百二十条第一項（第一号に係る部分に限る。） 第九百四十四条第三項	同条第二項の この法律 前二項 これら 同項の	新株予約権証券に係る新株予約権の新株予約権者が交付を受けることができる 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十五条第三項（第一号に係る部分に限る。） 第九百四十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）	この法律 前二項 これら 同項の	法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項において準用する場合（合併を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十五条第一項（第三号に係る部分に限る。） 第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）	この法律 前二項 金融機関の合併及び転換に関する法律第六十五条第二項において準用する第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項	法第六十五条第三項において転換をする普通銀行が会社法第九百三十九条第一項第三号に掲げる方法により法第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項又は第二百九十三条第一項において準用する場合（合併を含む。）の規定による公告をする場合について同法第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。

第九百四十三条第三項

(転換をする協同組織金融機関の手続について準用する法等の規定の読み替え) 第六十七条において転換について法第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	前二項	第一項
第四十八条及び第四十九条第一項	これらの 読み替えられる字句	同項の 読み替えられる字句
第四十九条第二項	消滅銀行	消滅金融機関
第五十条	第三条第一項第二号から第六号まで	第四条第二号から第六号まで
2 法第六十七条において転換について法第五十一条の規定を準用する場合における同条において準用する会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第三条第一項第二号から第六号まで	第四条第二号から第六号まで
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第二百三十四条第一項(各号を除く。)	次の各号に掲げる行為	次の各号に掲げる行為
当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する	当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する
対し交付しなければ	転換をする金融機関	転換をする普通銀行又は長期信用銀行
株式会社の株式の数に一株	転換をする金融機関の株主又は会員等に転換後協同組織金融機関(金融機関の合併及び転換に関する法律第六十一条第一項第一号に規定する転換後協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)の出資を割り当てる	転換をする普通銀行又は長期信用銀行の株主又は会員等に転換後協同組織金融機関の会員等となる資格を有する者に譲り渡す
合計数	合計口数	合計口数
数の株式を競売し	競売により得られた代金	競売により得られた代金
競売により得られた代金	前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格とし前項の持分については、出資一口の金額に譲り渡す口数を乗じて得た額を法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。	前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格とし前項の持分については、出資一口の金額に譲り渡す口数を乗じて得た額を法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。
同意によつてしなければならない。	同意によつてしなければならない。	同意によつてしなければならない。
第二百三十四条第四項	第一項	第一項
第二項	譲り渡す持分	譲り渡す持分
買い取る	譲り受けける	譲り受けける
売却する株式	譲り受けける持分	譲り受けれる持分
買い取る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)	持分を譲り受けれる	持分を譲り受けれる
株式の買取りをする		

第二百三十四条第四項第一号	第一項
第二百三十四条第四項第二号	第一項
(新たな出資等の停止に関する公告)	
第三十一条 法第三十四条第四項の規定による公告は、同条第三項に規定する一定の日にしなければならない。	
2 前項の規定は、法第六十三条において準用する法第三十四条第四項の規定による公告について準用する。(合併の登記申請書の添付書面)	
第三十二条 法第五十二条第一項の規定による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。	
一 金融庁長官(法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣)の認可書又はその認証がある謄本	
二 吸収合併契約書	
三 法第二十九条第一項及び第三項又は第四十一条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面(法第三十条第一項本文又は第四十二条第一項に規定する場合にあつては、取締役会又は理事会の決議があつたことを証する書面(監査等委員会設置会社において会社法第三百九十九条の十三第五項又は第六項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面、指名委員会等設置会社において同法第四百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは当該取締役会の決議及び当該決定があつたことを証する書面(法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあつては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。))及び当該場合に該当することを証する書面(法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあつては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。))及び当該場合に該当することを証する書面(法第三十条第二項又は第四十二条第二項の規定により吸収合併に反対する旨を通知した株主又は会員等がある場合にあつては、これらの規定により吸収合併契約の承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。))の規定による公告及び催告(法第三十一条において準用する法第二十六条第二項(第二号ロを除く。)又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項(第二号ロを除く。)の規定による公告及び催告(法第三十一条において準用する法第二十六条第三項又は法第四十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十七条各号、信用金	

- 庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 五 吸収合併存続金融機関が銀行であるときは、資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 六 吸収合併存続金融機関が協同組織金融機関であるときは、出資の総口数及び総額(信用協同組合にあつては、払込済出資総額。次項第五号及び第三十五条第一項第九号において同じ。)の変更を証する書面
- 七 吸収合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に吸収合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
- 八 吸収合併消滅金融機関において法第二十二条第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による吸収合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面
- 九 吸収合併消滅金融機関において法第二十六条第二項(第二号ロを除く。)又は第三十八条第二項(第二号ロを除く。)の規定による公告及び催告(法第二十六条第三項又は第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方による方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 十 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社(会社法第二百七十七条第七項に規定する株券発行会社をいう。以下同じ。)であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 十一 吸収合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
- 法第五十二条第一項の規定による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。
- 一 前項第一号に掲げる書面
- 二 新設合併契約書
- 三 定款
- 四 新設合併設立金融機関が銀行であるときは、次に掲げる書面
- イ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第四十七条第二項第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書面
- ロ 法又は会社法の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役(設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合にあつては設立時取締役、設立時委員、設立時執行役及び設立時代表執行役)が就任を承諾したことを証する書面
- ハ 資本金の額が法第五十条の規定に従つて計上されたことを証する書面
- 五 新設合併設立金融機関が協同組織金融機関である場合には、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面
- 六 新設合併消滅金融機関の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に新設合併消滅金融機関の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
- 七 新設合併消滅金融機関において法第二十二条第一項、第四項及び第六項又は第三十五条第一項の規定による新設合併契約の承認その他の手続があつたことを証する書面
- 八 新設合併消滅金融機関において法第二十六条第二項(第二号イを除く。)又は第三十八条第二項(第二号イを除く。)の規定による公告及び催告(法第二十六条第三項又は第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方による方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 九 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が株券発行会社であるときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
- 十 新設合併消滅金融機関が銀行である場合において、当該銀行が新株予約権を発行しているときは、法第五十三条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
- 三 商業登記法第十八条(申請書の添付書面)並びに第四十六条第三項から第五項まで(添付書面の通則)の規定は、前二項の登記の申請について準用する。
- (株式の差押えの通知)
- 第三十三条 滞納処分(その例による处分を含む。以下この条において同じ。)を執行する機関がする法第四十九条第二項(法第六十七条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 滞納処分による差押えがされている株式に係る株主の氏名(法人にあつては、名称)及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)
- 二 滞納処分による差押えに係る国税及びその滞納処分費又は地方税その他の徴収金の年度、種類、納付の期日及び金額
- 三 差押えに係る株式の種類及び数
- 四 差押年月日
- 五 第一号の者につき合併又は転換により交付すべき金銭がある場合においては、その金銭の交付を禁ずる旨及び滞納処分を執行する機関に対しその金銭の交付をすべき旨

(転換計画の記載事項)

第三十四条 長期信用銀行が普通銀行に転換を行う場合には、転換計画に転換がその効力を生ずる日を定めなければならない。

(転換の登記申請書の添付書面)

第三十五条 法第六十四条第一項の規定により転換後金融機関についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

二 転換計画書

三 定款

四 法第五十五条第二項、第五十八条において準用する法第二十二条第一項及び第六項又は第六十三条において準用する法第三十五条第一項の規定による転換計画の承認その他の手続があつたことを証する書面

五 法第五十八条において準用する法第二十六条第二項（第二号イ及びロを除く。）又は法第六十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号イ及びロを除く。）の規定による公告及び催告（法第五十九条において準用する法第二十六条第三項又は法第六十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の第四項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつては、これらの方針による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に對し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該転換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 転換をする金融機関が株券発行会社であるときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

七 転換をする金融機関が新株予約権を発行しているときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

八 転換後金融機関が普通銀行であるときは、次に掲げる書面

九 転換後金融機関の取締役（転換後金融機関が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

十 転換後金融機関が監査役設置会社である場合は、次に掲げる書面

十一 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十二 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十三 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十四 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十五 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十六 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十七 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十八 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

十九 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十一 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十二 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十三 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十四 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十五 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十六 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十七 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十八 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

二十九 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十一 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十二 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十三 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十四 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十五 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十六 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十七 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十八 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

三十九 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十一 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十二 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十三 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十四 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十五 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十六 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十七 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十八 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

四十九 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

五十 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

五十一 転換後金融機関の会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

（施行期日）
附 則 （昭和五六年三月二〇日政令第二九号）

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長がした処分等とみなす。

- 第三条** 改正法の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長に對してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長に對してした申請等とみなす。
- 附 則**（昭和五七年三月二七日政令第四八号）抄
- 1 この政令は、銀行法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。
- 附 則（昭和五七年九月二八日政令第二七〇号）
- この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和五九年九月二二日政令第二七三号）
- この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成五年三月三日政令第二九号）抄
- （施行期日）
- 1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。
- 附 則（平成九年九月一九日政令第二八八号）
- この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。
- 附 則（平成一〇年五月二七日政令第一八四号）
- この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。
- 附 則（平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十年十一月一日から施行する。
- （罰則の適用に関する経過措置）
- 第三十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一〇年一二月一五日政令第三九三号）
- この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一一九年九月二九日政令第三〇一号）抄
- （施行期日）
- この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。
- 附 則（平成一一一年一〇月二七日政令第三三五号）
- この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年六月七日政令第二四四号）抄
- （施行期日）
- この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
- 第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- 附 則（平成一三年九月二二日政令第三一一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。
- （経過措置）
- 第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- （罰則の適用に関する経過措置）
- 第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月二八日政令第一一七号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成一九年一月一二日政令第八号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年一月二八日政令第二三号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。